

各位

会 社 名 株 式 会 社 シーエーシー 代表者名 代表取締役社長 島 田 俊 夫 (証券コード 4725 東証 1 部) 問 合 先 執行役員 大 塚 直 義 賃任者 経営管理本部長 (電話 0 3-6 6 6 7-8 0 0 0)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年3月26日開催の第43回定時株主総会へ、下記のとおり定款の一部変更に関する議案を提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という)」が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式が株式等振替制度に一斉移行(いわゆる株券電子化)されたことに伴い、当社の定款上不要となります株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。

なお、株券喪失登録簿については決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないため、附則に所要の規定を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線け 変更部分です)

	(下線は、変更部分です。)
現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(株券の発行)	(削除)
第7条 当会社は、株式に係る株券を発	
(単元株式数および単元未満株券の不発	(単元株式数)
行)	
第8条 当会社の単元株式数は、100株と	第7条 当会社の単元株式数は、100 株
する。	とする。
②当会社は、前条の規定にかかわら	(削除)
ず、単元未満株式については、株	,
券を発行しない。	
24 3 2 14 5 3.4 6	
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第9条 当会社の株主 (実質株主を含む。	第8条 当会社の株主は、その有する単
以下同じ)は、その有する単元	元未満株式について、次に掲げ
未満株式について、次に掲げる	る権利以外の権利を行使するこ
不個体以について、外に拘りる	

権利以外の権利を行使することができない。

- ①会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利
- ②会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利
- ③株主の有する株式数に応じて募 集株式の割り当ておよび募集新 株予約権の割り当てを受ける権 利

(株主名簿管理人)

- 第<u>10</u>条 当会社は、<u>株式</u>名簿管理人を置く。
 - ②株主名簿管理人およびその事務 取扱場所は、取締役会の決議によ り定める。
 - ③当会社の株主名簿(実質株主名簿 を含む。以下同じ。)、株券喪失 登録簿および新株予約権原簿の 作成ならびに備置き、その他の株 式に関する事務は、株主名簿管理 人に取扱わせ、当会社においては これを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(新設)

とができない。

- ①会社法第 189 条第2項各号に掲 げる権利
- ②会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利
- ③株主の有する株式数に応じて募 集株式の割り当ておよび募集新 株予約権の割り当てを受ける権 利

(株主名簿管理人)

- 第<u>9</u>条 当会社は、<u>株主</u>名簿管理人を置 く。
 - ②株主名簿管理人およびその事務 取扱場所は、取締役会の決議によ り定める。
 - ③当会社の株主名簿および新株予 約権原簿の作成ならびに備置き、 その他の株式に関する事務は、株 主名簿管理人に取扱わせ、当会社 においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第<u>10</u>条 当会社の株式に関する取扱いお よび手数料については、法令ま たは定款に定めるもののほか、 取締役会において定める株式取 扱規程による。

(以下、条数を繰り上げる)

附則

第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成 および備置きその他の株券喪失 登録簿に関する事務は、これを 株主名簿管理人に取扱わせ、当 会社においては取扱わない。

第2条前条および本条は、平成22年1月6日をもって削除するものとする。

以上

■お問い合わせ先 : 株式会社 シーエーシー

広報 IR グループ

東京都中央区日本橋箱崎町 24-1

TEL: 03-6667-8010